

# 展示会出展運営管理業務委託仕様書

## 1 委託業務名

展示会出展運営管理業務

## 2 業務目的

愛知県は、製造品出荷額等が昭和 52 年以来連続日本一であり、世界有数のものづくりの拠点となっている。その愛知県内 54 市町村中、本市は、製造品出荷額（輸送用機械器具：R3 経済センサス）で第 3 位となっており、自動車産業等を支える切削加工、金型、鋳造等のものづくりの基盤技術を持つ企業が集積しているという特色を有する地域である。

本業務は、本市の「ものづくりのまち西尾」の魅力を PR するとともに、現在、エネルギー、原材料、人件費、輸送費等のコスト高騰に直面する市内のモノづくり企業に対し、大規模展示会に共同出展する機会を提供し、製品や技術等のポテンシャルの掘り起こしや販路開拓、従業員の育成等を後押しすることで、企業の『稼ぐ力』を高め、ひいては新たな雇用創出や市場開拓を通じて地域経済を活性化し、持続的に発展することを目的とする。

## 3 業務概要

本業務は、市内製造業の若手経営者からなる西尾モノづくり経営研究会の会員企業と西尾市で、メッセナゴヤ 2026 に共同出展し、その目的を達成するために必要となる、展示会出展運営管理を行うものである。具体的には以下の内容を行う。

- ・ 出展手続き、出展準備
- ・ 出展企業に対する事前説明会の開催および出展に向けての伴走支援
- ・ 共同出展ブースの設営・装飾・レイアウト調整・撤去
- ・ 市の展示パネル製作
- ・ ノベルティーの製作
- ・ チラシ等の制作
- ・ 出展運営スタッフのユニフォームの作成
- ・ 展示会会期中の運営管理
- ・ 展示会終了後のフォローアップ

### 【展示会概要】

展示会名	メッセナゴヤ 2026
会 期	2026 年 11 月 11 日（水）～13 日（金）
会 場	ポートメッセなごや（愛知県名古屋市港区金城ふ頭三丁目 2 番 1 号 外）
主 催	メッセナゴヤ実行委員会
開催規模	出展者数：約 800 社 来場者数：約 50,000 人
展示会概要	メッセナゴヤは、愛知万博の理念(環境、科学技術、国際交流)を継承する事業として 2006 年にスタートした「異業種交流の祭典」。業種や業態の枠を超え、幅広い分野・地域からの出展を募り、出展者と来場者相互の取引拡大、情報発信、異業種交流を図る日本最大級のビジネス展示会である。 公式 HP <a href="https://www.messenagoya.jp/">https://www.messenagoya.jp/</a>

#### 4 委託内容

本業務の実施に当たっては、その目的を達成するために、出展ブースへの来場者の増加や、来場者への訴求効果の高い内容とし、以下の業務を行うこと。

##### (1) 出展手続き・出展準備

10小間（間口6.0m×奥行15.0mの背抜き小間）、およびオンライン出展について、共同出展ブースとして、『愛知県西尾市』の名前で展示会主催者と契約を締結し、その後の出展に伴う各種手続き及び支払いを行うこと。

小間料金 1小間 200,000円（税抜）×10小間

オンライン出展 約140,000円（税抜）

なお、主催者への出展申込みは市が実施する。

##### (2) 出展企業に対する事前説明会の開催および出展に向けての伴走支援

市及び出展企業と調整した日時に出展企業に対し、出展手続きや注意点等、当日のオペレーション等について説明を行うとともに、来場者の増加や、来場者への訴求効果を高めるためのアドバイス等を盛り込んだ事前説明会を開催すること。また、説明会開催後においても、出展に向けての伴走支援を行うこと。

事前説明会の開催時期、回数、当日の説明資料等については、市と協議の上、準備すること。なお、第1回目の事前説明会は令和8年7月1日（水）、2日（木）のいずれかでを行うことを予定する。

##### (3) 共同出展ブースの設営・装飾・レイアウト調整・撤去

###### ① 設営・撤去

[設営期間] 令和8年11月9日（月）～10日（火）

[撤去期間] 令和8年11月13日（金）[閉会后]

[オンライン機能利用期間] 令和8年10月26日（月）～11月30日（月）

※ 設営、撤去及び会期中に生じた廃棄物は、責任を持って処分すること。

※ 共同出展企業に対し、出展に係る事前準備及び当日の展示等運営に係る連絡・調整を行うこと。

※ 主催者側の都合により、日程変更の可能性があります。

###### ② 装飾・レイアウト調整

[基本コンセプト]

- ・「本市の『ものづくりのまち西尾』の魅力、西尾モノづくり経営研究会の取組み等をPRするスペース」及び「共同出展企業（13社程度）の出展スペース（※各社おおむね同一面積とする。）」を確保すること。
- ・『西尾モノづくり経営研究会×ものづくりのまち西尾市』のブースとして、業務目的を鑑み、来場者にわかりやすく訴求できるとともに集客効果が高く、かつ一体感のある構成・装飾とすること。
- ・導線を意識した来場者が立ち寄りやすいレイアウトとすること。
- ・本市及び共同出展企業が共同で使用するストックヤードを必要最小限の面積で設けること。

- ・下記の西尾モノづくり経営研究会のブランドマーク及び西尾市章を必ず活用したものとすること。



[装飾備品等]

- ・装飾に必要なとなる備品等については、最低限、下記の備品等を準備・設置すること。

備品等名称	数 量	備 考
パンチカーペット	1 式	10 小間分
ブース上部パネルサイン・照明等	1 式	
市及び共同出展企業名パネル	14 枚	統一デザイン看板
スポットライト	1 式	
市及び共同出展企業展示台	14 台	展示台にストックスペースを設けること。
モニター（60 インチ程度）	1 台	
映像・音響機器等	1 式	
電源コンセント（2 口）	1 式	市及び個別企業ブースに電源を配置できる仕様とすること。

- ・共同出展企業の展示パネル、展示物（試作品等）、パンフレット等は、共同出展企業の費用負担とするが、内容については、共同出展企業と調整のうえ、随時、市に報告すること。

### ③ 展示物等の搬入搬出

市の展示物等及び出展企業の貴重品を除く展示物等について搬入搬出すること。なお、展示物等については、西尾市役所まで市が指定した日時に引き取り及び返却に来ること。

搬入、搬出の方法については、輸送容量や品質を確保できることを前提に、市と協議の上決定するものとする。

### （４）市の展示パネル製作

市のブースに掲示する A1 サイズのパネルを市と協議の上製作すること。

### （５）ノベルティの製作

市の地場産品等のプロモーションとして来場者に配布するノベルティを市と協議の上企画、製作すること。数量は 600 個程度とする。

### （６）チラシ等の制作

効果的な集客の為、会期前に取引先等に出展を周知するチラシ、ポスター、会期中に会場で配布することを想定した、出展企業、出展内容等を紹介するリーフレットを製作する事。また、メール等で配信することを想定し、デジタルデータもあわせて納品すること。

製作物	数 量	備 考
出展前周知用チラシ	1500 部	A4 サイズ
出展前周知用ポスター	50 部	A1 サイズ
会期中配布用リーフレット	1000 部	A3 サイズ見開き

(7) 出展運営スタッフのユニフォームの作成

ブース運営や呼び込みを行うスタッフのユニフォームを市と協議の上製作すること。ユニフォームは上着として羽織ることができる薄手ものとする。

数量はM、L、LL各サイズ5着程度とする。

(8) 展示会会期中における業務

① 来場者のブースへの呼び込み、案内

より多くの来場者にブースに立ち寄ってもらうために、市や出展企業スタッフと連携して、来場者のブースへの呼び込み、案内を行うこと。

② 来場者情報の取得、データ化

各企業が主催者の無料アプリで QR コードを読み込んで取得した来場者情報を集約し、データを市に提供すること。

なお、QRコード読み取り用の機器については、市が使用するものとして2台程度用意し、共同出展企業については、各企業の負担で用意するものとする。

③ 会期中の撮影記録

市及び共同出展企業の展示及び商談模様等を撮影記録すること。

④ 会期中の体制

会期中に生じた装飾上の問題に対し、即座に対応できる体制を整えておくこと。

(9) 展示会終了後のフォローアップ

共同出展企業に対するアンケート調査票を市と協議のうえ作成し、展示会終了後、共同出展企業が行った商談の継続状況、成約状況等を調査し、調査結果を取りまとめること。

(10) 実績報告書の作成

事業の実施状況・成果等（「展示会の概要」、「共同出展企業の概要」、「来場者データ」及び「展示会終了後のフォローアップ」で実施したアンケート調査結果）を取りまとめた実績報告書を写真やグラフ等を活用してわかりやすく作成すること。また、実績報告書は、紙媒体5部、電子媒体1式〔PDFファイル及び編集可能なファイル（Word、PowerPoint、Excel等）〕を提出すること。

5 業務体制

受託者は、受託業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保すること。

(1) 業務担当責任者は、展示会運営にかかる実績を有するものとする。

(2) 受託者は、担当者と緊密な連携、調整を図り、必要に応じてスタッフが打ち合わせに参加し、業務遂行がスムーズに行われるようにすること。

## 6 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 市との連絡調整については、必要に応じて打ち合わせ会議等を行うこと。
- (3) 本業務の遂行に支障をきたすことのないよう、人員体制等万全の業務実施体制を整えること。
- (4) 本業務を一括して再委託することを禁止する。必要に応じて西尾市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 本業務の実施に際し発生する成果物は、特に定めのある場合を除き全て市に帰属する。
- (6) 本業務遂行上知り得た情報は、いかなる理由をもっても本事業期間中及び事業期間終了後に、他人に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。また、これらの可能性を事前に排除するよう十分な注意を払うこと。
- (7) 本業務による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年西尾市条例第33号）及び関連規定を守ること。
- (8) 成果物等は、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 事業者等について、文章、画像等を掲載する場合は、公開前に事業者等の確認をとること。
- (10) 本業務については、「メッセナゴヤ2026」主催者の出展募集に採択された場合に実施するものとし、その実施可否は令和8年5月30日までに決定する。